

健康づくり

医療

介護が必要な方へ

家族介護者支援

大田区

高齢者のためのサービスガイド

令和8年度9月版

見守り

防犯・防災

就労支援

社会参加



©大田区

対・・・対象

費・・・費用（自己負担額）

問・・・問い合わせ先

住まい探し

住宅助成

対象者別サービス一覧表

○・・・サービスの対象となります。
△・・・サービスの対象となる場合があります。

サービス		ページ	65歳未満	65歳～69歳	70歳～74歳	75歳以上	介護認定による対象者の制限	備考
医療	後期高齢者医療制度	5		△	△	○		65歳以上75歳未満は一定の障がいのある方
	70～74歳の医療機関での受診方法について	5			○			
	健康診査	6	△	△	△	○		詳細は6ページを参照ください。
健康づくり	プール個人利用料の減免	6		○	○	○		
	一般介護予防事業	7		○	○	○		
	いきいき高齢者入浴事業	7			○	○		
	はり・きゅう・マッサージ 指圧施術割引券	7			△	△		保険料に未納がない方
	認知機能検診	7	△	○	○	△		年度内に50、55、60、65～85歳に到達する方
介護が必要な方へ	ねたきり高齢者訪問歯科支援事業	8	△	△	△	△		
	家族介護者支援 ホームヘルプサービス	8	△	△	△	△	有	要介護3・4・5かつ在宅で家族介護を受けている方
	高齢者補聴器購入費助成事業	8		△	△	△		耳鼻咽喉科医師の証明が必要
	紙おむつ等の支給	8	△	△	△	△	有	要支援1・2の方は、対象外 要介護1・2の方は、医師の証明が必要
	出張理髪・美容事業	9		△	△	△	有	要介護3相当以上かつ寝たきり状態の方
	寝台自動車料金の助成	9		△	△	△	有	要介護3相当以上かつ寝たきり状態の方
	健康回復事業 (はり・きゅう・マッサージ)	9		△	△	△	有	要介護3相当以上かつ寝たきり状態の方
	在宅高齢者等訪問相談	9	△	△	△	△		家族介護者も対象
	【コラム】高齢者ほっとテレフォン	9	△	○	○	○		
	地域福祉権利擁護事業	10	△	△	△	△		
	成年後見制度のご案内	10	○	○	○	○		
	車いすの貸出	10	○	○	○	○		
	車いすステーション事業	10	○	○	○	○		
	認知症に関する相談・支援	11		○	○	○		
	介護予防・日常生活支援総合事業 (通所型・訪問型サービス)	11	△	○	○	○	有	65歳未満は要支援1・2の第2号被保険者
	若年性認知症に関する 相談・支援	11	○					
	介護者情報誌「ゆうゆう」	11	○	○	○	○		

サービス		ページ	65歳未満	65～69歳	70～74歳	75歳以上	介護認定による対象者の制限	備考
見守り	見守りキーホルダー登録	12		○	○	○		
	ひとり暮らし高齢者登録	12		△	△	△		
	【コラム】今から始める自分らしい老いじたく	12						
	老いじたく情報登録事業	12		○	○	○		
	高齢者救急代理通報システム	13		△	△	△		慢性疾患のある方
	緊急通報サービス紹介事業	13		○	○	○		
	ほほえみ訪問事業	13	△	○	○	○		
	あんしん居住制度	13	○	○	○	○		
暮らしのサポート	ごみの戸別訪問収集	14	△	△	△	△	有	該当する者のみで構成される世帯
	粗大ごみの運び出し収集	14	△	△	△	△		該当する者のみで構成される世帯
	自動通話録音機の貸与	14	△	○	○	○		おおむね65歳以上
	助っ人サービス	14	○	○	○	○		
	ちょこっとサービス	14		○	○	○		65歳以上
防災	感震ブレーカー支給取付事業	15		○	○	○	有	
	家具転倒防止器具支給取付事業	15		○	○	○	有	
	避難行動要支援者名簿	15		△	△	△	有	
就労支援・社会参加	高齢者等就労・社会参加支援事業	16	○	○	○	○		おおむね55歳以上の方の無料職業紹介所
	シルバー人材センター	16	△	○	○	○		60歳以上
	東京都シルバーパス	16			○	○		
	郵便等投票（郵便等による不在者投票）	16	△	△	△	△	有	要介護5の方 特定の障害の身体障害者手帳をお持ちの方
	老人いこいの家	17	○	○	○	○		60歳以上の方
	シニアクラブ	17	○	○	○	○		おおむね60歳以上の方
	シニアステーション	17	○	○	○	○		60歳以上の方。鞆谷のみ、概ね55歳以上の方を対象とした社会参加支援事業を実施。
介護施設・住宅	特別養護老人ホーム	18		△	△	△	有	常時介護が必要な方
	養護老人ホーム	18		△	△	△		
	軽費老人ホーム（B型）	18	△	△	△	△		
	都市型軽費老人ホーム	19	△	△	△	△		
	有料老人ホーム	19	△	△	△	△	有	各施設により異なる
	シルバーピア（高齢者住宅）	19		△	△	△		申込要件あり
	高齢者アパート	19		△	△	△		申込要件あり
	住宅確保支援事業	20	△	△	△	△		※
	生活支援付すまい確保事業	20		△	△	△		※
	サービス付き高齢者向け住宅	20	△	△	△	△		
	エアコン購入費等助成	20	△	△	△	△		申込要件あり
	住宅リフォーム助成	21	△	△	△	△		
	高齢者住宅改修費の助成	21		△	△	△	有	要支援1以上でかつ改修が必要と認められた方
	転居一時金助成	21	△	△	△	△		※
地域包括支援センター一覧		22		○	○	○		

※ 65歳以上のひとり暮らし、65歳以上と60歳以上の方のみで構成される世帯。他、所得制限等要件あり。

各ページの見方

事業名

対象者

費用
(自己負担額)

問合せ先

見守りキーホルダー登録

緊急連絡先や医療情報等を区に登録いただくと、登録番号が入ったキーホルダーの他、希望する方にはシールタイプもお渡しします。

キーホルダーを常に身に付けておくことで、緊急時の医療機関や警察等からの照会に24時間体制で迅速に対応できます。毎年、誕生月に情報の更新をしていただきます。

対 65歳以上の方

費 無料

問 各地域包括支援センター
(22-23ページ参照)

見守りキーホルダー登録



スマートフォンの
カメラを向けると、
ホームページに
アクセスできます！



医療

後期高齢者医療制度

- ① 令和6年12月2日以降は「資格確認書」を交付しております。医療機関の窓口で支払う自己負担割合は、所得により1割・2割・3割があります。
詳細は別途、加入時にお知らせいたします。

対 75歳以上の方と65歳以上の方で一定の障がいのある方

費 医療費の1割。ただし、一定以上所得のある方は2割、現役並み所得者は3割となります。



- ② 医療機関窓口での負担軽減

○マイナ保険証をお持ちの後期高齢者医療制度の被保険者

マイナ保険証を医療機関・薬局で提示し、限度額情報等の提供に同意することで、医療費の窓口払いが限度額までとなります。医療費を限度額以上ご負担いただき、後から還付となることを避け、窓口でのお支払い負担が軽減されますのでご利用ください。

○マイナ保険証をお持ちでない後期高齢者医療制度の被保険者

マイナ保険証をお持ちでなく、かつ資格確認書の「限度区分・発効期日」欄に記載がない方のうち、限度区分が区分Ⅰ・Ⅱ、現役Ⅰ・Ⅱの方は、申請により資格確認書の限度区分欄に表示を追記することで、医療費の窓口払いが限度額までとなります。

- 問 ①については国保年金課 後期高齢者医療資格担当 ☎5744-1608
②については国保年金課 後期高齢者医療給付担当 ☎5744-1254

後期高齢者医療制度



70～74歳の医療機関での受診方法について

令和6年12月2日以降、健康保険証の新規発行が行われなくなり、マイナンバーカードによる受診(マイナ保険証)が基本となりました。

マイナ保険証をお持ちでない方には「資格確認書」が交付されます。医療機関を受診する方法等、詳細については各保険者にお問い合わせください。

なお大田区の国民健康保険に加入されている方で、マイナ保険証をお持ちでない70～74歳の方には医療機関・薬局の窓口で提示する「資格確認書」を交付しています。令和7年10月以降は、「資格確認書」に負担割合が印字されるようになったため、「高齢受給者証」の提示が不要となり、「資格確認書」1枚の提示で受診ができるようになりました。

対 70～74歳の方

費 医療費の自己負担割合・給付内容は、国民健康保険の方は国保年金課へ、国民健康保険以外の方は加入している各保険者へお問い合わせください。

- 問 資格・自己負担割合については
国保年金課 国保資格係 ☎5744-1210
給付については
国保年金課 国保給付係 ☎5744-1211

70～74歳の医療機関での受診方法について



健康診査

生活習慣病の早期発見と健康維持のための 健康診査を行います。

- 特定健康診査・特定保健指導

40 歳から 74 歳までの大田区国民健康保険に加入中の方

- 長寿健康診査

大田区後期高齢者医療制度に加入中の方

- 大田区健康診査

40 歳以上の生活保護等を受給中の方

※社会保険に加入の方は、加入している保険またはお勤め先の担当者へおたずねください。

問 健康づくり課
(健康診査・保健事業担当)
☎5744-1393

健康診査



健康づくり

プール個人利用料の減免

プールを活用しやすくすることで、高齢者の健康増進・介護予防を目的としています。区内在住の 65 歳以上の方は、プールの利用料が 2 回に 1 回無料（2 回目）になります。（公園プールは 9 月～6 月までの温水期、矢口区民センター温水プールは通年）公園プールと矢口区民センター温水プールで取扱いが異なりますので、ご注意ください。

【対象施設】

平和島公園プール	☎3764-8424
東調布公園プール	☎3728-7651
萩中公園プール	☎3741-2155
矢口区民センター温水プール	☎3758-2941

対 区内在住の 65 歳以上の方

問 上記対象施設

公園プール利用料の減免



一般介護予防事業

高齢者の心身の健康を維持するために、「いきいき公園体操」「認知症予防体操」「ポールウォーク」等、様々な教室を行います。日程・応募方法は区報や区ホームページでお知らせします。

対 区内在住で医師などから運動制限を受けていない65歳以上の方

問 高齢福祉課 ☎5744-1624

一般介護予防事業



はり・きゅう・マッサージ・指圧施術割引券

申込をされた方に、はり・きゅう・マッサージ・指圧施術割引券3枚を配布します。申込期間は毎年7月1日～31日です。

対 次のいずれかに該当し、保険料に未納がない方

- ① 大田区国民健康保険に加入している70歳～74歳の方
- ② 後期高齢者医療制度に加入している方

費 自己負担 1回 1,000円（税込）

問 ①については
国保年金課 管理係
☎5744-1208

②については
国保年金課 後期高齢者医療給付担当
☎5744-1254

はり・きゅう・マッサージ



指圧施術割引券

いきいき高齢者入浴事業

健康維持や地域でのふれあいを推進するため、公衆浴場を割引で利用できる入浴証を発行します。

対 区内に住民登録があり、現に居住しており年度内に満70歳以上に到達する方

費 自己負担1回200円で36回、無料で年間1回

問 高齢福祉課 ☎5744-1252

いきいき高齢者入浴事業



認知機能検診

認知症の早期発見・早期対応を推進する事業です。対象者には、受診券やチェックリスト等のご案内を6月下旬に送付します。

対 区内に住民票があり、年度内に50、55、60、65～85歳に到達する方

費 無料

問 健康づくり課 ☎5744-1265

認知機能検診



介護が必要な方へ

ねたきり高齢者訪問歯科支援事業

歯や入れ歯の具合、食べる機能（飲み込みにくい、むせるなど）について不安があるねたきり高齢者に対して、訪問により歯科健康診査及び摂食嚥下機能健康診査を行います。事前に歯科衛生士が口腔の状態を確認し、その後歯科医師が訪問診査を行います。

対 在宅でねたきり、またはこれに準じる状態にあるおおむね 65 歳以上の方で、歯科医療機関への通院が困難な方

費 無料（診査の結果、治療を受ける場合は、健康保険等の自己負担あり）

問 各地域包括支援センター

（22-23 ページ参照）



ねたきり高齢者訪問歯科支援



高齢者補聴器購入費助成事業

補聴器購入費の範囲で 50,000 円を限度に助成します。事前の相談が必要です。

対 区内に住所を有し、かつ現に居住している 65 歳以上の方で、耳鼻咽喉科医師が補聴器の必要性を認めた方。聴覚障がいによる身体障害者手帳を所持している方は除く

問 各地域包括支援センター
（22-23 ページ参照）

補聴器購入費助成



家族介護者支援ホームヘルプサービス

在宅で介護している家族をサポートするために、身体介護や生活援助のためのヘルパー派遣を補助します（通常、介護保険では認められないサービスも一部利用できます）。利用時間は午前 8 時から午後 8 時までで、1 回につき 1 時間単位で年間 24 時間まで利用できます。

対 区内に住所を有し、かつ現に居住し、要介護 3・4・5 の認定を受けている方で、家族により居宅で介護を受けている方

費 費用の 1 割。生活保護等受給中の方は無料

問 65 歳以上の方 各地域包括支援センター
40～64 歳の方 各地域福祉課
（22-23 ページ参照）

ホームヘルプサービス



紙おむつ等の支給

紙おむつを支給します。区が支給する紙おむつを使用することができない病院に入院している方に限り、月 5,000 円を限度に費用の一部を助成します。

対 区内に住所を有し、かつ現に居住し、要介護 3～5 と認定され、失禁のため紙おむつを必要とする方。（要介護 1・2 と認定され、傷病により医師が紙おむつを必要と認めた方、また、要介護認定を受けていないが、65 歳以上で病院に入院しており、要介護状態で医師が紙おむつを必要と認めた方も含む）ただし、生活保護を受けている方、中国残留邦人等支援受給者、介護保険施設に入所している方、障害者総合支援法の日常生活用具の紙おむつ給付等を受けられる方は除く。

問 65 歳以上の方 各地域包括支援センター
40～64 歳の方 各地域福祉課
（22-23 ページ参照）

紙おむつ等の支給



出張理髪・美容事業

理・美容師がご自宅に伺い、理・美容を行います。利用券を年4枚（ただし、10月以降に申請された方は年2枚）を支給します。

対 区内在住 65 歳以上の方で、要介護3相当以上かつ常時ねたきり、またはこれに準ずる状態で、理・美容店に行くことが困難な方

費 無料

問 各地域包括支援センター
（22-23 ページ参照）

出張理髪・美容



健康回復事業

（はり・きゅう・マッサージ）

施術師がご自宅又は治療院で、はり・きゅう・マッサージを行います。利用券を年4枚（ただし、10月以降に申請された方は年2枚）を支給します。

対 区内在住 65 歳以上の方で、要介護3相当以上かつ常時ねたきり、またはこれに準ずる状態の方、及びその方を在宅で介護している家族

費 無料

問 各地域包括支援センター
（22-23 ページ参照）

健康回復事業



寝台自動車料金の助成

ショートステイの利用、入退院、転院、通院などで寝台自動車を利用する時に利用料金の一部を助成します。5,000 円の補助券を年6枚（ただし、10月以降に申請された方は年3枚）支給します。

対 区内在住 65 歳以上の方で、要介護3相当以上かつ常時ねたきり、またはこれに準ずる状態であり、寝台車以外に移動の手段をもたない方

（車いすでのご利用はできません。）

費 助成額（5,000 円）を超えた部分

問 各地域包括支援センター
（22-23 ページ参照）

寝台自動車利用料金の助成



在宅高齢者等訪問相談

閉じこもりや転倒の予防などに向けた指導や在宅での栄養・運動・口腔に関する相談に応じます。

対 在宅で心身が虚弱状態にある方及びその方を在宅で介護している家族

問 各地域包括支援センター
（22-23 ページ参照）

在宅高齢者等訪問相談



コラム

高齢者ほっとテレフォン（夜間・休日専用）

区役所が閉庁している時間帯に、高齢者の介護や福祉に関する相談をケアマネジャーや看護師など保健福祉の資格を持つ相談員が電話でお受けします。

対 区内在住のおおむね 65 歳以上の方とその家族・関係者

問 電話相談専用 ☎3773-3124

受付時間

月～金曜は午後 5 時～翌日午前 8 時 30 分

土・日曜、休日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）は 24 時間



高齢者ほっとテレフォン



地域福祉権利擁護事業

福祉サービス等の利用に関する相談・助言や手続き・支払い等をお手伝いします。

対 軽い認知症や知的障がい、精神障がいなどはあるが、このサービスの契約内容を理解できる方

費 月額基本料 1,000 円、
援助活動 1 回 1 時間まで 1,000 円

問 大田区社会福祉協議会
おおた成年後見センター
☎3736-2022

地域福祉権利擁護事業



成年後見制度のご案内

成年後見制度についての説明、申立て手続きの案内や利用にあたってのご相談に応じます。

対 成年後見制度の申立てをお考えの区民等

費 無料

問 大田区社会福祉協議会
おおた成年後見センター
☎3736-2022

成年後見制度



車いすの貸出

貸出期間は、2か月までです。借りる方の住所等が確認できるもの（運転免許証、資格確認書など）をご持参ください。

対 区内に在住の方で、障がいの有無、年齢にかかわらず、短期間又は緊急に車いすを必要とする方

費 無料 ※配送、回収は貸出の申請をされた方が行ってください。

問 大田区社会福祉協議会 ☎3736-5555

車いすの貸出



車いすステーション事業

地域での車いすの貸出事業です。貸出期間は、1か月までです。借りる方の住所等が確認できるもの（運転免許証、資格確認書など）をご持参ください。

対 区内に在住の方で、障がいの有無、年齢にかかわらず、短期間又は緊急に車いすを必要とする方

費 無料 ※配送、回収は貸出の申請をされた方が行ってください。

問 大田区社会福祉協議会 ☎3736-5555

車いすステーション事業



認知症に関する相談・支援

認知症に関連するご相談は地域包括支援センターでお受けしています。その他の情報は、『大田区認知症サポートガイド』をご覧ください。

特別出張所、地域福祉課、高齢福祉課、地域包括支援センター等で配布しており、ホームページにも掲載しています。

問 各地域包括支援センター
(22-23 ページ参照)

大田区認知症サポートガイド



若年性認知症に関する相談・支援

65 歳になる前に発症した認知症を「若年性認知症」といいます。

若年性認知症の相談窓口では、専門の相談員が、本人や家族、関係機関からの相談をお受けして支援につなげています。

問 大田区若年性認知症支援相談窓口
☎6459-8591

若年性認知症について



介護者情報誌「ゆうゆう」

在宅で介護をしている家族向けに、介護者向けサービスの情報や介護家族会の紹介などを掲載した情報誌を年4回発行しています。

特別出張所、地域福祉課、高齢福祉課、地域包括支援センター等で配布しています。

問 高齢福祉課 ☎5744-1268

家族介護者情報誌ゆうゆう



介護予防・日常生活支援総合事業 (通所型・訪問型サービス)

【通所型サービス】

- はつらつ体力アップサポート
(機能訓練特化)

体力アップを目指したサポートを行います。

- いきいき生活機能アップサポート
(生活機能向上)

仲間と一緒に心と体の元気度をアップするサポートを行います。

【訪問型サービス】

- 生活力アップサポート

ホームヘルパーとともに生活力の向上を目指します。

- 絆サポート

地域のボランティアが自立した生活をサポートします。

- 元気アップリハ(訪問型短期機能訓練)

機能訓練指導員がご自宅を訪問して機能訓練を行います。

- 対
- ①要支援1・2の認定を受けた方
 - ②基本チェックリストにより事業対象者と判定された方

問 各地域包括支援センター
(22-23 ページ参照)

通所型・訪問型サービス



見守り

見守りキーホルダー登録

緊急連絡先や医療情報等を区に登録いただくと、登録番号が入ったキーホルダーの他、希望する方にはカードタイプやシールタイプ・アイロンシールタイプもお渡しします。

キーホルダーを常に身に付けておくことで、緊急時の医療機関や警察等からの照会に24時間体制で迅速に対応できます。毎年、誕生月に情報の更新をしていただきます。

対 65歳以上の方

費 無料

問 各地域包括支援センター

見守りキーホルダー登録



コラム

今から始める自分らしい老いじたく

生涯を安心して、いきいきと暮らせるよう、大田区と大田区社会福祉協議会では老いじたくのセミナーや相談会等を実施しています。いつまでも自分らしく、人生を前向きに暮らしていくために、元気なうちから将来の備えを考えていきましょう。

問 大田区社会福祉協議会
おおた成年後見センター
☎3736-2022

自分らしい老いじたく



第1弾（概要版）



第2弾（詳細版）

ひとり暮らし高齢者登録

民生委員による普段の見守りのために、緊急連絡先を登録します。

対 65歳以上のひとり暮らしの方で同一敷地内または隣地に配偶者または三親等以内の血族が居住していない方

※登録者のうち70歳以上の方に、区内の福祉理美容店で使える「ふれあい理美容補助券」を年2枚支給します。普通調髪の場合の自己負担額は1,200円です。

費 無料

問 各地域包括支援センター
(22-23 ページ参照)

ひとり暮らし高齢者登録



老いじたく情報登録事業

老いじたくを準備した情報をあらかじめ区に登録しておく、本人が病気・事故等で意思表示が出来なくなったとき又は死亡したときに、本人が指定した方等にお伝えすることができます。

対 65歳以上の高齢者

費 無料

問 福祉管理課
☎5744-1244

老いじたく情報登録事業



高齢者救急代理通報システム

家庭内で病気などの緊急事態に陥ったとき、ペンダント等の通報ボタンを押すと区の受託事業者の受信センターに自動通報されます。

※熱中症アラートは標準装備となります。

火災センサー、ライフリズムセンサーについては選択できますのでご相談ください。

対 65 歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみの世帯で、慢性疾患があるなど日常生活で常時注意を要する方

費 無料

問 各地域包括支援センター
(22-23 ページ参照)

高齢者救急代理通報システム



緊急通報サービス紹介事業

自宅内で体調不良時に、利用者がボタンを押すと受信センターへ通報が行き、24 時間、緊急対応する業者をご紹介します。利用料等割引が受けられます。

※サービス内容の詳細及び費用は各業者により異なります。

対 原則 65 歳以上の方、又は障がいのある方

費 月額 3,498 円（税込）～

問 大田区社会福祉協議会
☎5703-8230

緊急通報サービス紹介



ほほえみ訪問事業

登録制による無料の見守りサービスです。地域の絆サポーターが、ひと月に2回程度訪問します。玄関先でのあいさつや会話を通して、安否の確認や地域の情報提供をします。

対 65 歳以上の高齢者、又は心身に障がいのある方

※この訪問は、ご本人の了承を得て行います。絆サポーターはお部屋の中へはあがりません。

費 無料

問 大田区社会福祉協議会
☎5703-8230

ほほえみ訪問事業



あんしん居住制度

【A. 見守りサービス】(1 年更新)

緊急通報装置と生活リズムセンサー、携帯用ペンダントによりお住まいでの安否の確認や緊急時の対応サービスを行います。

【B. 葬儀の実施】(5 年更新)

お亡くなりになった場合に死亡診断書を受け取り、ご遺体をお預かりして直葬します。

【C. 残存家財の片付け】(5 年更新・面積別料金)

お亡くなりになった後に、住宅内に残された家財（貴重品以外）の片付けを行います。

対 東京都にお住まい、あるいはこれからお住まいになる方

費 利用するサービスにより異なります。詳細はお問い合わせください。

問 公益財団法人
東京都防災・建築まちづくりセンター
☎5989-1784

あんしん居住制度



暮らしのサポート

【1】ごみの戸別訪問収集

ご自宅に伺いごみの収集をします。

対 次のいずれかに該当する方のみで構成されている世帯で、自ら集積所へごみを持ち出すことが困難であり、近隣の親族などの協力を得ることができない世帯

- ①要介護2以上に認定されている方
- ②身体障害者障害程度1級又は2級認定されている方
- ③その他、区長が認める方

※事前に審査があります。

【2】粗大ごみの運び出し収集

粗大ごみの運び出しと収集をします。

対 次のいずれかに該当する方のみで構成されている世帯で、身近な人などの協力が困難で、自ら屋内から運び出すことができない場合。

- ① 65 歳以上の高齢者
- ② 障がいのある方

※事前に下見をします。

費 運び出しは無料ですが、粗大ごみ処理手数料は有料です。

問 上記【1】【2】共通

大森清掃事務所 ☎3774-3811

蒲田清掃事務所 ☎6459-8201

(調布地区)

蒲田清掃事務所 ☎6451-9535

(蒲田地区)

【1】ごみの戸別訪問収集



【2】粗大ごみの運び出し収集



自動通話録音機の貸与

特殊詐欺被害防止のため、自動通話録音機を無料で貸し出しています。家庭の固定電話に接続して使います。「通話内容を録音します」と警告アナウンスが流れることで、犯人を撃退する効果があります。

大田区役所、消費者生活センター、各地域包括支援センター、各警察署の窓口でお貸します。

対 区内在住のおおむね 65 歳以上の方

問 防災危機管理課 ☎5744-1634



自動通話録音機の貸与



助っ人サービス

地域の絆サポーターが、電球の交換や季節の衣類の出し入れ等のちょっとした困りごとを、単発でサポートするものです。

対 ご家庭にサポートできる方がいないため、単発でサポートが必要な方

費 300 円 (20 分以内)

助っ人サービス

問 大田区社会福祉協議会
☎5703-8230



ちょこっとサービス

65 歳以上の高齢者世帯の家庭ごみの搬出、電球交換や買い物、付き添い等を行うサービスです。

対 65 歳以上の高齢者世帯

費 600 円～

問 大田区シルバー人材センター蒲田分室
☎6715-9855

防災

感震ブレーカー支給取付事業

感震ブレーカーは、地震発生時に設定値以上の揺れを感知すると、自動でブレーカーを落とし電気の供給を止めるもので、通電火災を防止する有効な手段です。区の業者が対象となる方のご家庭に伺い、感震ブレーカー（簡易タイプ）の支給取付を行います。

対 次のいずれかに該当する世帯で、かつ住民税非課税または住民税課税所得金額 80 万円以下の世帯であること

- ① 65 歳以上のひとり暮らし又は 65 歳以上の高齢者のみの世帯
- ② 身体障害者手帳 1～4 級、愛の手帳 1～3 度の認定を受けた方がいる世帯
- ③ 精神障害者保健福祉手帳を交付されている方がいる世帯
- ④ 要介護 3～5 の認定を受けた方がいる世帯

費 無料

問 防災危機管理課
☎5744-1235

感震ブレーカー支給取付事業



家具転倒防止器具支給取付事業

区の業者が対象となる方のご家庭に伺い、家具転倒防止器具の支給取付を行います。

対 次のいずれかに該当する世帯で、住民税非課税または住民税課税所得金額 80 万円以下の世帯であること

- ① 65 歳以上のひとり暮らし又は 65 歳以上の高齢者のみの世帯
- ② 身体障害者手帳 1～4 級、愛の手帳 1～3 度の認定を受けた方がいる世帯
- ③ 精神障害者保健福祉手帳を交付されている方がいる世帯
- ④ 要介護 3～5 の認定を受けた方がいる世帯

費 住民税課税所得金額が 80 万円以下の世帯にはタンス 1 卓まで、住民税非課税世帯にはタンス 2 卓まで無料

問 防災危機管理課
☎5744-1235

家具転倒防止器具の支給



避難行動要支援者名簿

災害時に自力で避難することが困難な方を対象に登録を勧めています。警察署、消防署、地域包括支援センター、自治会・町会、民生委員児童委員に名簿を提供し、災害時の安否確認や、日頃からの地域での支え合いのしくみづくりに役立てます。

対 次のいずれかに該当する在宅の方

- ① 65 歳以上で要介護 3～5 の認定を受けた方
 - ② その他、災害時の避難行動に支援が必要な方
- ※施設等入所者は対象外です。

問 高齢福祉課 ☎5744-1430

避難行動要支援者名簿



就労支援・社会参加

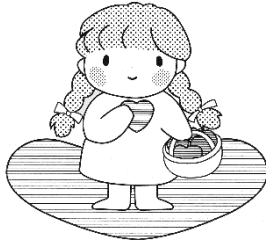
高齢者等就労・社会参加支援事業

シニアの仕事探しをお手伝いする無料職業紹介所です。相談や紹介は、相談員が丁寧にお受けします。また、さまざまな社会参加を支援します。

対 おおむね 55 歳以上の方

費 無料

問 大田区いきいきしごとステーション
(大田区社会福祉協議会内)
☎5713-3600



いきいきしごとステーション



シルバー人材センター

社会参加意欲がある高齢者に対し、就業（臨時的かつ短期又はその他軽易な業務）や社会奉仕活動の機会を提供している会員組織です。

対 60 歳以上の方

費 年会費 2,000 円

問 大田区シルバー人材センター
☎3739-6666



シルバー人材センター



東京都シルバーパス

都営交通及び都内民営バスを利用できる「東京都シルバーパス」は、バス営業所又は都営地下鉄定期券発売所などの発行窓口で購入できます。

対 満 70 歳以上の方

費 住民税の課税状況により購入額が異なります

問 一般財団法人東京バス協会
☎5308-6950

シルバーパス



郵便等投票（郵便等による不在者投票）

要介護 5 の認定を受けている方や、特定の障害の身体障害者手帳をお持ちの方で、投票所に行くことが困難な方が、自宅などで投票できる制度です。この制度を利用するには、郵便等投票証明書の交付を受ける必要があります。

対 要介護 5 の認定を受け自書できる方

特定の障害の身体障害者手帳をお持ちの方

※詳細はお問い合わせください。

問 選挙管理委員会事務局
☎5744-1464



郵便等投票



老人いこいの家

高齢者に教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、高齢者の心身の健康増進を図ることを目的にした施設です。

フリースペースのほか、元気アップ教室、体操やマッサージ、敬老行事なども行っています。

夜間は区内在住・在勤の方にも、集会用の施設として有料で開放しています。

対 60 歳以上の方

問 高齢福祉課 ☎5744-1252

老人いこいの家



シニアステーション

元気維持・介護予防の機能と、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターの機能との連携により、高齢者の元気維持や介護予防、社会参加から最適な介護サービスへの切れ目のない支援を提供する事業です。

入新井地区、馬込地区、嶺町地区、田園調布地区、千束地区、蒲田西地区、糀谷地区、羽田地区の8地区で実施しています。

シニアステーション糀谷では、おおむね55 歳以上の方（プレシニア）を対象とした社会参加支援事業も行っています。

問 各シニアステーション

シニアステーション



シニアクラブ

社会奉仕、健康増進、生きがいを高めるための活動を行っています。

対 おおむね 60 歳以上の方

費 各クラブの会費

問 高齢福祉課 ☎5744-1252

シニアクラブ



《シニアステーション一覧》

- シニアステーション入新井
☎5763-5564
- シニアステーション馬込
☎5709-8011
- シニアステーション南馬込
☎6429-7651
- シニアステーション東嶺町
☎3753-3008
- シニアステーション田園調布
☎6715-6900
- シニアステーション田園調布西
☎3721-8066
- シニアステーション千束
☎6451-7660
- シニアステーション新蒲田
☎6715-9731
- シニアステーション糀谷
☎6423-7033
- シニアステーション羽田
☎6423-7220

介護施設・住宅

特別養護老人ホーム

日常生活に常時介護が必要で、自宅では介護が困難な方が入所する施設です。食事、入浴、排泄などの日常生活の介護や機能訓練、健康管理を受けることができます。

入所希望者や介護者の状況などを考慮し、必要性の高い方から優先的に入所する優先度評価に基づき入所を決定しています。優先度評価は、年3回、7月（申込期間：3月1日～6月30日）と11月（申込期間：7月1日～10月31日）と3月（申込期間：11月1日～翌年の2月28日※うるう年は2月29日）に実施します。

対 要介護3～5の認定を受けた方（ただし、要介護1・2の認定を受けた方でもやむを得ない事情により入所が認められる場合があります。）で、常に介護を必要とし、自宅で介護を受けることが困難な方。かつ、特別養護老人ホームに入所していない方。

費 居住費、食費、施設サービス費及びその他の日用品費等

施設や介護度によって費用が異なります。（詳細については、お問い合わせください。）

※特別養護老人ホーム以外の介護保険施設については、『みんなの介護保険』をご覧ください。

問 介護保険課（介護サービス）
☎5744-1258

特別養護老人ホーム



みんなの介護保険



養護老人ホーム

居宅での生活に支障があり、かつ必要な養護を受けることが困難な方に入所してもらい養護する施設です。

対 原則として65歳以上で、身の回りのことは自分でできるが、環境及び経済上の理由で居宅において生活することが困難な方

費 利用者及び扶養義務者の収入に応じた負担

問 各地域包括支援センター
（22-23ページ参照）



養護老人ホーム



軽費老人ホーム（B型）

健康で自立可能な高齢者の自主性を尊重した施設です。入所希望者の住宅の状況や経済状況などを考慮し、必要性の高い方から優先的に入所する優先度評価に基づき入所を決定しています。優先度評価は年2回、1月と7月に実施します。

対 60歳以上で区内に住所を有する方で、独立して日常生活を営み自炊可能だが、家庭環境や住宅等の理由により、居宅において生活することが困難な方

費 利用者の収入に応じた負担

問 介護保険課（介護サービス）
☎5744-1258

軽費老人ホームB型



都市型軽費老人ホーム

所得が低い高齢者でも入居できる、都市部を対象とした定員 20 人以下の小規模な軽費老人ホームです。施設による介護サービスの提供はありませんが、職員が常駐し、食事その他日常生活上必要なサービスを提供します。

対 60 歳以上で、おおむね 1 年以上区内に住所を有する方。現在の住まいでは身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことが不安と認められ、かつ家族による援助を受けることが困難な方。

費 月額約 12 万円～ 所得により料金が変わります。

問 介護保険課（介護サービス）
☎5744-1258

都市型軽費老人ホーム



有料老人ホーム

食事や日常生活上のサービスを提供する高齢者のための施設です。介護保険の「特定施設入居者生活介護」サービスを利用できる施設もあります。

対 おおむね 60 歳以上の方。「自立可能な方」と「介護が必要な方」、そのどちらの方も対象としたホームがあります。

費 入居時及び月々の費用は、ホームによって異なります。

問 （公社）全国有料老人ホーム協会
有料老人ホームに関するご入居、苦情の相談窓口
☎5207-2763

月～金 10 時～17 時
（土・日・祝日・年末年始除く）

全国有料老人ホーム協会



シルバーピア（高齢者住宅）

緊急時の対応や日常生活の相談にも応じられるよう生活協力員が居住又は派遣されている共同住宅を提供します。（年 1 回の募集）

対 区内に引き続き 3 年以上お住まいの 65 歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみの二人世帯（60 歳以上の二親等内の親族又は配偶者等と世帯を構成し、その期間が 1 年以上経過していること）で、住宅に困っていて収入及び所得が基準内である方

費 収入及び所得に応じた使用料

問 高齢者住宅管理窓口 ☎5744-1346

シルバーピア



高齢者アパート

民間から借り上げたアパートを提供します。

対 区内に引き続き 3 年以上お住まいの 65 歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみの二人世帯（60 歳以上の二親等内の親族又は配偶者等と世帯を構成し、その期間が 1 年以上経過していること）で、住宅に困っている独立して健康的な日常生活を営むことができる方

費 収入に応じた使用料

問 高齢者住宅管理窓口 ☎5744-1346

高齢者アパート



住宅確保支援事業

区内に1年以上居住し、転居先となる区内の民間賃貸住宅を探している対象世帯に対して、住宅探しを支援します。

- ① 協力不動産店リストの提供
- ② 賃貸借契約時に保証人を確保できない方に保証会社の紹介及び加入費の一部助成
- ③ 保証会社利用時に真に緊急連絡先がない場合、緊急連絡先代行サービスの紹介及び利用料の一部助成
- ④ 緊急通報サービスの紹介及び利用料の一部助成
- ⑤ 入居者死亡保険加入費（残存家財（遺品）整理等を補償内容に含むもの）の一部助成

対 65歳以上のひとり暮らし又は65歳以上と60歳以上の高齢者のみの世帯
⑤については65歳以上の単身者又は65歳以上の単身者を新規に入居させた賃貸人及び管理会社に限る
（②から⑤の助成については、所得制限等の要件あり。）

問 住宅・空家相談窓口
（建築調整課住宅政策担当内）
☎5744-1343

住宅確保支援事業



生活支援付すまい確保事業

住宅確保支援事業で民間賃貸住宅の入居契約ができなかった高齢者に対して、すまいの確保と入居後の安心を支援します。

- ① 物件探しのお手伝い
- ② 入居後の安否確認
- ③ 家主等からの相談対応

対 区内に引き続き1年以上居住している65歳以上のひとり暮らし又は65歳以上と60歳以上の高齢者のみの世帯

※住宅確保支援事業において、入居契約ができなかった方

問 建築調整課 住宅政策担当

☎5744-1449

生活支援付すまい確保事業



サービス付き高齢者向け住宅

安否確認や生活相談等、高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の住宅です。各施設に直接申し込みをします。

対 単身高齢者世帯等

問 サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム

サービス付き高齢者向け住宅



エアコン購入費等助成

経済的な理由で自宅用のエアコンの購入が困難な世帯に、熱中症による健康被害の予防を目的に、エアコンの購入・設置費用などを助成します。

対 区に住民登録があり、自宅に使用できるエアコンが1台も設置されておらず、次のいずれかに該当する世帯

- ① 住民税が非課税である世帯
- ② 住民税均等割りのみ課税されている世帯
- ③ 児童扶養手当を受給している世帯

※生活保護受給世帯は、担当の生活福祉課へお問い合わせください。

費 助成上限額 10万円 ※東京ゼロエミポイント併用可

問 大田区エアコン設置緊急支援事業専用コールセンター

☎3731-7390

エアコン購入費等助成



住宅リフォーム助成

区内に主たる事業所（本社）がある中小事業者にリフォーム工事を発注する場合、工事費用の一部を助成します。工事開始前に、事前申込（仮申請）の手続きが必要です。

- 対** 1 区が定める住まいの質の向上、脱炭素社会への対応、防災対策、循環型社会への対応、アスベスト除去工事、多様な生活様式への対応に該当する助成対象工事
- 2 総工事費用が 10 万円以上（税抜）の工事
- 3 原則として令和 8 年 1 月 1 日時点から工事対象住宅に継続して居住する区民
- 4 原則として工事を行う個人住宅の所有者
- 5 特別区民税・都民税等を滞納していないこと。
- 6 他の助成制度・保険給付制度を利用した場合でも、自己負担額が発生すること。
- 7 過去にこの助成金の交付を受けていないこと。

費 原則として次のいずれか低い額に助成率 10% を乗じた金額を助成（上限額は工事により異なる）

- 1 助成対象工事の標準工事費を合算した額
- 2 総工事費用（対象工事以外の費用を含めた工事費用（税抜））

問 住宅・空家相談窓口
（建築調整課住宅政策担当内）
☎5744-1343

住宅リフォーム助成



高齢者住宅改修費の助成

在宅生活を続けるための住宅改修費を助成します。改修の種類は、浴槽の取替え、流し・洗面台の取替え、便器の洋式化で、改修の種類ごとに助成対象限度額があります。

対 要支援又は要介護と認定された 65 歳以上の高齢者で、在宅を続けるために住宅の改修が必要と認められる方

費 介護保険の負担割合に準じ、1 割・2 割又は 3 割。

※内容、時期によって対象とならない場合がありますので、必ず事前にご相談ください。

問 各地域包括支援センター
（22-23 ページ参照）

高齢者住宅改修費の助成



転居一時金助成

区内に 3 年以上（火災等により居住できない場合を除く）居住する対象世帯に対して、区内の民間賃貸住宅へ転居するとき、以下の場合に転居費用（礼金、権利金及び仲介手数料）の一部を助成します（事前申請、所得制限あり）。ただし、家主等が転居のための費用を負担する場合を除きます。

- ① 現住居の取壊しや家主の都合による契約更新拒否で、立退きを要求されている。
- ② 現住居の築年数がおおむね 30 年以上経過しており、かつ専用トイレ又は専用台所がない等の住居に居住している。
- ③ 高齢者世帯のうち、主たる生計維持者の死亡により世帯の所得が著しく減少した場合、現住居より低額な家賃の民間賃貸住宅へ 1 年以内に転居する単身高齢者。
- ④ 現住居が火災等の非常事態のため、居住することが困難であると認められる。

対 65 歳以上のひとり暮らし又は 65 歳以上と 60 歳以上の高齢者のみの世帯

問 住宅・空家相談窓口
（建築調整課住宅政策担当内）
☎5744-1343

転居一時金助成



大森
☎03-5753-6331
大森西2-16-2
Fax 03-5753-6332 大森西地域力推進センター2階

平和島
☎03-5767-1875
大森東1-31-3-105
Fax 03-5767-1876 大森東地域センター内

入新井
☎03-3762-4689
大森北4-6-7
Fax 03-3762-7465 大森北四丁目複合施設2階

馬込
☎03-5709-8011
中馬込1-19-1-101
Fax 03-5709-8014

南馬込
☎03-6429-7651
南馬込3-13-12
Fax 03-6429-7652

徳持
☎03-5748-7202
池上7-10-5
Fax 03-5748-7232

新井宿
☎03-3772-2415
中央1-21-6
(大森医師会) Fax 03-3772-2472 新井宿特別出張所2階

嶺町
☎03-5483-7477
田園調布本町7-1
Fax 03-5483-7488 嶺町特別出張所2階

田園調布
☎03-3721-1572
田園調布1-30-1
Fax 03-5755-5707 田園調布特別出張所2階

たまがわ
☎03-5732-1026
下丸子4-23-1
Fax 03-5732-1027 特別養護老人ホームたまがわ内

久が原
☎03-5700-5861
仲池上2-24-8
Fax 03-5700-5841 特別養護老人ホーム池上となり

上池台
☎03-3748-6138
上池台5-7-1
Fax 03-3748-6139 特別養護老人ホーム好日苑内

千束
☎03-3728-6673
北千束2-35-8
(田園調布医師会) Fax 03-3728-6735 千束特別出張所内

大森地域福祉課
大森西1-12-1 大森地域庁舎
・高齢者地域支援担当 **☎03-5764-0658** Fax 03-5764-0659

調布地域福祉課
雪谷大塚町4-6 調布地域庁舎
・高齢者地域支援担当 **☎03-3726-6031** Fax 03-3726-5070

お住いの地域		地域包括 支援センター	地域 福祉課
池上	1、2丁目	徳持	大森
	3丁目1～11番	久が原	調布
	12番	徳持	大森
	13番1～5号	久が原	調布
	6～11号	徳持	大森
	12～19号	久が原	調布
	14～20番		
	21～41番	徳持	大森
	4～8丁目		
	1丁目	千束	
石川町	2丁目1番	上池台	
	2番1～8号	千束	
	9～15号	上池台	
	3番1～8号	千束	調布
	9～20号	千束	
	4～8番	上池台	
	9番1、2号	千束	
	3～13号	上池台	
	10～23番	千束	
	24～33番	上池台	
鵜の木全域(1～3丁目)		たまがわ	調布
大森北全域(1～6丁目)		入新井	大森
大森中	1丁目1～21番	平和島	
	22番	大森東	糀・羽
	2丁目1～12番	平和島	大森
	13～18番	大森東	糀・羽
	19～24番	平和島	大森
	6～8番	大森東	糀・羽
	9～36番	平和島	
	大森西全域(1～7丁目)	大森	大森
	1～3丁目	平和島	
	4、5丁目	大森東	糀・羽
大森本町	1丁目1～8番	入新井	大森
	9～11番	平和島	
大森南	2丁目		
	1丁目1、2番	糀谷	
	3番1～5号		
	6～8号	大森東	糀・羽
	4番1号	糀谷	
	2号	大森東	
	3～5号	糀谷	
	6～13号	糀谷	
	5～11番	大森東	

地域福祉課(4か所)
 ■高齢者の相談、若年性認知症の相談等

お住いの地域		地域包括 支援センター	地域 福祉課
大森南	1丁目12番1～7号	糀谷	
	8～15号	大森東	
	16～26号		
	13～16番	糀谷	
	17番1～6号	大森東	
	7～17号		
	18～28号	糀谷	糀・羽
	18番1～6号	大森東	
	7～14号	糀谷	
	15～26号		
蒲田	2丁目1～17番	大森東	
	18、19番	糀谷	
	20～25番	大森東	
	3～5丁目		
	1～3丁目	蒲田	蒲田
蒲田本町	4丁目	蒲田東	
	5丁目	蒲田	
	全域(1、2丁目)	蒲田東	
	1丁目1～17番	千束	
	18、19番	上池台	調布
上池台	20番	千束	
	21～53番	上池台	
	2～5丁目		
	北糀谷全域(1、2丁目)	糀谷	糀・羽
	北千束全域(1～3丁目)	千束	調布
北嶺町	北馬込全域(1、2丁目)	馬込	大森
	1番1～7号	上池台	
	8～17号	嶺町	
	18～20号	上池台	
	2番1～5号	嶺町	調布
北嶺町	6～21号	上池台	
	22、23号	嶺町	
	3～20番	嶺町	
	21番1～5号	久が原	
	6～11号	嶺町	
	12、13号	久が原	
	22～26番	嶺町	
	27～48番	嶺町	
	久が原全域(1～6丁目)	久が原	調布
	京浜島全域(1～3丁目)	入新井	大森
山王	1、2丁目	入新井	
	3丁目	新井宿	大森
	4丁目1～10番	南馬込	
	11～20番	新井宿	
	21～33番	新井宿	

お住いの地域		地域包括 支援センター	地域 福祉課
下丸子	全域(1～4丁目)	やぐち	蒲田
	城南島全域(1～7丁目)	入新井	大森
	昭和島全域(1、2丁目)		
	新蒲田全域(1～3丁目)	新蒲田	蒲田
多摩川	1丁目1～7番	新蒲田	
	8～10番	西蒲田	蒲田
	11番1～8号	新蒲田	
	9～20号	西蒲田	
	12～14番	新蒲田	
	15～36番	新蒲田	
	2丁目		
	1丁目1番1、2号	たまがわ	
	3～12号	久が原	調布
	13～30号	たまがわ	
千鳥	2番1～13号	久が原	
	14～31号	たまがわ	
	32～38号	久が原	
	3～19番	たまがわ	
	20番1～3号	やぐち	蒲田
	4～6号	たまがわ	調布
	7～10号	やぐち	蒲田
	21番1～3号	たまがわ	調布
	4～12号	たまがわ	調布
	13～20号	やぐち	蒲田
千鳥	22番	たまがわ	調布
	23番1～4号	やぐち	蒲田
	5～16号	たまがわ	調布
	17～24号	やぐち	蒲田
	24～26番	たまがわ	調布
	2丁目1～5番	やぐち	蒲田
	6番1～4号	たまがわ	調布
	5～16号	やぐち	蒲田
	17～24号	たまがわ	調布
	7～26番	たまがわ	調布
千鳥	27番	やぐち	蒲田
	28～35番	たまがわ	調布
	36番	やぐち	蒲田
	37番	たまがわ	調布
	38～41番	やぐち	蒲田
	3丁目1、2番	たまがわ	調布
	3番1～3号	やぐち	蒲田
	4～29号	たまがわ	調布
	30～33号	やぐち	蒲田
	4～6番	やぐち	蒲田
千鳥	7番1～6号	たまがわ	調布
	7～10号	やぐち	蒲田
	11～24号	やぐち	蒲田
	8～25番	新井宿	大森
中央	1～4丁目	新井宿	大森

令和8年9月7日現在



令和8年9月発行
大田区役所 高齢福祉課
☎5744-1250